

横浜町ががんばる団体活動支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 町は、自発的、創造的な地域の特性を活かした地域づくりを支援するため、町内の団体等が行う地域を活性化するための事業に要する経費について、事業実施年度予算の範囲内において、当該団体等に対して横浜町ががんばる団体活動支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、横浜町補助金等の交付に関する規則（昭和53年3月1日規則第3号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2 補助金の交付の対象となる団体（以下「団体等」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 町内会
 - (2) 原則として10名以上で構成する団体
 - (3) その他、地域を活性化するための活動を町長が適当と認める団体
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる団体については、補助対象者としな
- (1) 事業実施年度前2カ年度に町から横浜町ががんばる団体活動助成事業費補助金、横浜町元気な町内会活動助成事業費補助金及び一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を受けている団体
 - (2) 町から活動費助成を受けている団体
 - (3) 事業実施年度に一般財団法人自治総合センターの一般コミュニティ助成事業の対象となる団体
 - (4) 組織及び運営に関する規約、会則等が整備されていない団体
 - (5) 政治活動又は宗教活動を目的とする団体
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する者が所属する団体

(補助事業、補助対象経費及び補助金の額)

第3 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業は団体等が自発的に創意工夫して継続的に実施する地域特性を活かした地域活性化のための次に掲げる事業とする。ただし、町等の他の補助金を受けている事業又は交付対象となる事業を除く。
 - ① 地域の特性を活かし、将来展望のある地域の計画を策定するための事業
 - ② 人材育成、組織づくり、独創性に富んだ新しいアイデアによる特産品づくりのための事業
 - ③ 遊休地の有効利用、生産組合育成のための事業
 - ④ コミュニティづくり、イベント等を行うための事業
 - ⑤ 地域振興における重要な課題等の解決を目的とした事業
- (2) 補助対象経費は団体等が行う補助事業に要する経費で、別表のとおりとする。ただし次に掲げる経費を除くものとする。
 - ① 人件費及び施設の管理費等経常的な経費
 - ② 補助事業以外の事業に係る経費との区分を客観的に証することができない経費
 - ③ 債務の償却又は損失の補填に充当する経費

- ④ 事業目的や社会通念に照らして必要性が乏しいと町長が判断する経費
- (3) 補助金の額は、補助事業の実施に要する費用の総額から補助事業に充てる会費、参加費、協賛金その他の収入を控除した額の合計と補助事業の補助対象経費のみの額の合計のいずれか低い額とし、1団体に対し30万円を限度とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

(補助金の申請)

第4 規則第3条の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(第1号様式 別紙1、別紙2)
- (2) 活動内容を示す資料(総会資料・事業計画書・収支計画書等)
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助申請の事前協議)

第5 団体等は、前条に掲げる書類を添えて、指定された期日までに町長に事前協議しなければならない。この場合において、協議することができる事業は、1年度につき1件とする。

2 町は、事前協議の内容について審査し、結果を通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第6 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業に要する予算を変更し、又は補助事業の内容を変更しようとする場合は事業内容変更承認申請書(第2号様式)を町長に提出してその承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止、又は廃止する場合は、事業中止(廃止)承認申請書(第3号様式)を町長に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支、その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを5年間保管しておくこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供しないこと。ただし、町長の承認を受けた場合にはこの限りではない。

(補助金の交付決定、交付方法)

第7 町長は、補助金の申請があったときは、速やかに審査し、補助金を交付すると認めるときは、予算の範囲内で交付の決定を行うものとする。

2 補助金は、事業の完了後交付する。ただし、町長が必要と認めるときは概算払いにより交付することがある。

(補助金の請求)

第8 補助金の請求は、補助金(概算金)請求書(第4号様式)の提出により行うものとする。

(実績報告)

第9 規則第9条に規定する実績報告書は、横浜町ががんばる団体活動支援事業完了実績報告書（第5号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業報告書（第5号様式 別紙1）
- (2) 収支決算書（第5号様式 別紙2）
- (3) その他町長が必要と認める書類

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別紙（第3関係）

区分		対象経費	対象外経費
報償費		<ul style="list-style-type: none"> ・講師等に対する謝礼 ・審査などにより順位付けした上位者に対する賞品 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の構成員、構成団体に支払う謝礼 ・イベント等の参加者に対する記念品・参加賞 ・講師、来賓等への手土産など
旅費		<ul style="list-style-type: none"> ・講師、指導者等の交通費や宿泊費等の実費 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の構成員、構成団体内の講師に支払う旅費
需用費	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に必要な消耗品、材料費、看板作成費など ・試作品開発や試食等に要する材料費 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業以外で利用できる事務用品など
	燃料費 光熱水費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に必要な機材、重機、リース車両への燃料費 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の経常的な運営に要する光熱水費 ・スタッフ、参加者等の移動のための燃料費
	印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスター、チラシ等の印刷、資料等のコピー代など ・10ヵ年等節目を記念する機関紙の印刷 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年又は隔年において発行する機関紙等の印刷
役務費	通信運搬費 手数料 保険料	<ul style="list-style-type: none"> ・周知・連絡等に要する郵便料 ・振込手数料、イベントや作業従事者等の各種保険料 	<ul style="list-style-type: none"> ・通話料、インターネット通信料
委託料		<ul style="list-style-type: none"> ・デザイン、ホームページ作成など専門的な技術・知識を要する委託費 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業全体の委託
使用料及び賃借料		<ul style="list-style-type: none"> ・施設、会議室の使用料 ・車両、機材等の借上料 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の経常的な運営に要する家賃など
備品購入費		<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に必要不可欠と認められるもので、管理責任や管理体制が明確であり、次年度以降も継続的な事業実施につながるもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の経常的な運営に要する備品 (例：パソコン、プリンター、カメラなど汎用性が高いもの)、ただし施設に常設される備品は除く。 ・一時的な使用に留まり、年度を通じた継続的な事業活動に使用されない備品

第1号様式（第4関係）

令和 年 月 日

横浜町長

殿

申請者 住 所
団 体 名
代表者氏名

横浜町がんばる団体活動支援事業費補助金交付申請書

令和 年度において実施する横浜町がんばる団体活動支援事業について、補助金の交付を受けたいので、横浜町補助金の交付に関する規則第3条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1. 補助金交付申請額 金 円
2. 事業名
3. 事業目的、事業内容及び経費の配分
別紙1のとおり
4. 収支計画
別紙2のとおり
5. 事業完了予定年月日 令和 年 月 日
6. 添付書類
その他町長が必要と認める書類

第1号様式 別紙1

団 体 名 _____

代表者氏名 _____

連 絡 先 _____

1. 事業名

2. 事業主体

3. 事業目的

4. 事業着手予定年月日

令和 年 月 日

5. 事業内容

6. 経費の配分

(単位：円)

経費区分	総事業費	補助対象経費	財源内訳		摘要
			町補助金	自主財源	
合 計					

7. 事業についての創意工夫点、向上点及び期待される効果

8. その他特記事項

第1号様式 別紙2

1 収入

(単位：円)

区 分	計画額	摘 要
(1)町補助金		
(2)自主財源		
合 計		

2 支出

(単位：円)

区 分	計画額	摘 要
合 計		

第2号様式（第6関係）

令和 年 月 日

横浜町長

殿

申請者 住 所
団 体 名
代表者氏名

横浜町がんばる団体活動支援事業費補助金事業内容変更承認申請書

令和 年 月 日付け横企発第 号で補助金の交付決定の通知を受けた横浜町がんばる団体活動支援事業の内容を下記のとおり変更したいので、横浜町がんばる団体活動支援事業費補助金交付要綱第6第1号の規定により申請します。

記

1. 変更の理由

2. 変更の内容

(注) 第1号様式の別紙1及び別紙2を添付することとし、変更内容がわかるように、変更部分を上下2段書きとし、変更前を上段に括弧書きで記載すること。

第3号様式（第6関係）

令和 年 月 日

横浜町長

殿

申請者 住 所
団 体 名
代表者氏名

横浜町がんばる団体活動支援事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け横企発第 号で補助金の交付決定の通知を受けた横浜町がんばる団体活動支援事業の内容を下記のとおり中止（廃止）したいので、横浜町がんばる団体活動支援事業費補助金交付要綱第6第2号の規定により申請します。

記

1. 中止（廃止）の理由

2. 中止（廃止）の内容

第4号様式（第8関係）

補助金（概算金）請求書

一金 _____ 円也

令和 年 月 日付け横企発第 号で補助金の交付決定の通知を受けた、横浜町がんばる団体活動支援事業費補助金として横浜町補助金等の交付に関する規則第7条の規定により上記のとおり請求します。

令和 年 月 日

申請者 住 所
 団 体 名
 代表者氏名

横浜町長 殿

振込先 銀行等名： _____
 種 類： _____
 口座番号： _____
 口座名義人： _____

第5号様式（第9関係）

令和 年 月 日

横浜町長

殿

申請者 住 所
団 体 名
代表者氏名

横浜町がんばる団体活動支援事業完了実績報告書

令和 年 月 日付け横企発第 号で補助金の交付決定の通知を受けた横浜町がんばる団体活動支援事業が完了したので、横浜町補助金の交付に関する規則第9条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1. 事業実績

別紙1のとおり

2. 収支実績

別紙2のとおり

3. 事業完了年月日 令和 年 月 日

4. 添付書類

- (1) 支払いを証する書類の写し
- (2) 事業の実施状況を証する写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

第5号様式 別紙1

団 体 名 _____

代表者氏名 _____

連 絡 先 _____

1. 事業名

2. 事業主体

3. 事業目的

4. 事業着手年月日

令和 年 月 日

5. 事業実績内容

6. 経費の配分

(単位：円)

経費区分	総事業費	補助対象経費	財源内訳		摘要
			町補助金	自主財源	
合 計					

7. 補助事業の成果又は効果の評価

(1) 自己評価 (該当する項目を○で囲む)

- S 期待以上の成果又は効果があったと認められる。
- A 期待どおりの成果又は効果があったと認められる。
- B 期待したほどではないが、一定の成果又は効果があったと認められる。
- C 期待した成果又は効果が発現するためにはさらなる時間や努力を要すると認められる。
- D 想定外の原因により期待した成果又は効果が発現することは難しい状況にあると認められる。

(2) 自己評価の理由

8. その他特記事項

第5号様式 別紙2

1 収 入

(単位：円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 引 (A-B)	摘 要
(1)町補助金				
(2)自主財源				
合 計				

2 支 出

(単位：円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 引 (A-B)	摘 要
合 計				